

しょうがい者が安心して暮らせる社会にするために

ふせ 防ごう、なくそう しょうがい者虐待

しょうがいのある人への虐待は、法律で禁止されています！

「障害者虐待防止法」は、しょうがい者が権利や尊厳をおびやかされないように、虐待を防止することを目的としています。

地域に住む一人一人に、虐待防止への正しい理解と行動が求められています。

- しょうがいのある人に対して虐待をしてはいけません。
- 虐待を発見した人には、通報をする義務があります。
- 学校や病院には、虐待防止の義務があります。

Q. しょうがいのある人が虐待されているなんて本当なの？

しょうがい者の暮らしを支援する公共施設やルールの整備が進む一方で、しょうがい者に対する虐待事例の報告があとを絶ちません。

それは、他人の目に触れにくい家庭や施設の内部で起こるために、認知や発見がされにくいからです。

また、「絶対にしてはいけないこと」「起こるはずのないこと」という思い込みによる見落としや無関心が、結果的に発見の遅れにつながっている側面もあります。

しょうがい者とは……

身体機能にしょうがいを持つ人（身体しょうがい者）


知的機能にしょうがいを持つ人（知的しょうがい者）

精神疾患がある人（精神しょうがい者）・発達しょうがいがある人


その他、心身の機能障害により日常生活や社会生活に制限を受ける人

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

しょうがい者虐待はこんなところで起こっています・・・・・・・・

家庭  養護者(世話をしている家族、親族、同居人)などによる虐待

施設  (しょうがい者の通所・入所施設)サービス従事者などによる虐待

職場  使用者(雇用主)や職員による虐待

Q しょうがい者虐待が発見しにくい理由とは・・・

第三者

- 家庭や施設などの閉ざされた空間で起きているため気づかない
- しょうがい者支援にたずさわるような人が、虐待などをするわけがないと思いついでいる
- おかしいのでは？と感じながらも、方法もわからず見て見ぬふりをしてしまう

虐待する人

- しつけや教育の一環だと思っている
- けがや事故になりかねない行動障害を抑制するために、「やむなく」してしまう
- 支援疲れやストレスに端を発して、本人に自覚がない

被害者

- 苦しみやつらさを自分で訴えられない
- 虐待をされているという自覚・認識がない
- もっと虐待されてしまうという恐怖心から抵抗できない

ぼうりよく ぎやくたい
暴力だけが「虐待」ではありません！

しょうがい者に対する虐待は、次の5種類に分類されます。

身体的虐待

殴る、蹴る、たばこの火を押し付ける、熱湯をかける、熱いものや辛い物を無理やり食べさせる。戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛るなど

性的虐待

性的暴力、性的行為の強要、性器や性交、ポルノ雑誌や映像を無理やり見せる、しょうがい者をポルノに出演させるなど

心理的虐待

「バカ」「アホ」など侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、差別的な扱いをして、自尊心を傷つけるなど

ネグレクト(意識的に放棄する)

食事を与えない、必要な治療や衛生管理(通院、着替え、入浴、掃除など)を怠る、学校へ行かせないなど

経済的虐待

給与を定期通り支払わない、障害基礎年金を渡さない、預貯金を本人の意思に反して使用するなど

こんなサインを見逃さないで！

虐待の発見のために、周囲の人が注意深く観察して、次のようなサインを見逃さないようにしましょう。

- ◆ 身体に小さな傷やあざがひんぱんに見られる
- ◆ おびえた表情をよくしたり、急に不安がったりする。
- ◆ 急に周りの人に対して攻撃的になる
- ◆ 不自然な歩き方をしたり、座位を保つことが困難になる
- ◆ 人目を避けたり、ひとりで過ごす時間が増えるようになる
- ◆ 自傷や、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増える。
- ◆ 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったように感じる。
- ◆ 髪や爪が伸びたままだったり、服装がいつも同じだったりする。
- ◆ 空腹をひんぱんに訴えたり、食事をとっていないように見える
- ◆ 年金等の収入があるはずなのに、お金がないと訴える

ひがい かくだい く と 被害の拡大を食い止めるために

あなたの通報が、**早期発見・早期対応**につながります！ 早期発見のためには「もしかして？」といういわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。通報者の秘密は守られますので、下記の市役所担当窓口までご連絡ください。

ながはまし ふくしか
長浜市しょうがい福祉課

平日：8：30～17：15

電話 0749-65-6518 (しょうがい福祉課直通)

Fax 0749-64-1767

その他の時間帯

電話 0749-62-4111 (長浜市役所代表電話)